

平成 15 年 1 月 15 日

本資料は、「第 6 回行政訴訟検討会フリートーカーキング参考資料」の「第 6 訴訟費用等について」、「第 7 行政不服審査法等の他の法令との関係」、「第 8 行政事件訴訟法以外の個別法上の課題について」及び「第 9 行政訴訟の基盤整備上の諸課題について」の記載について、参考となると思われる法令、制度の説明とその資料・文献等を付記したものである。

## 第 6 訴訟費用等について

### 1 訴え提起の手数料

現行の訴え提起の手数料について、行政訴訟に行政の適法性を維持する機能があることに配慮した特別の取扱いをすべきであるとの考え方があるがどうか。例えば、訴え提起の手数料を一律低額化すべきであるとの考え方があるがどうか。

### 2 弁護士報酬の片面的敗訴者負担

弁護士報酬の一部を訴訟費用と認めて敗訴者に負担させる制度の導入に関し、行政訴訟においては、国又は公共団体の委任した弁護士の報酬は訴訟費用としない特例を設けるべきであるとの考え方があるがどうか。

### 3 報奨金支給制度

行政訴訟において、勝訴原告に対し、公的な貢献をしたものとして、報奨金を支給する制度を創設すべきであるとの考え方があるがどうか。

### 4 訴訟費用

行政訴訟における訴訟費用の負担について、原告敗訴の場合でも、訴えの利益消滅の原因が原告にない場合などには、訴訟費用を被告に負担させるべきとの考え方があるがどうか。

### 5 法律扶助

行政訴訟の原告に対する法律扶助を充実させるべきであるとの考え方があるがどうか。

#### (参照条文)

行政事件訴訟法第 7 条

(この法律に定めがない事項)

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

民事訴訟法第 8 条・9 条

(訴訟の目的の価額の算定)

第八条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は九十万円を超えるものとみなす。

(併合請求の場合の価額の算定)

第九条 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。

ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。

- 2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。

民事訴訟費用等に関する法律第1条、第3条、第4条、別表第1（抜粋）

（趣旨）

第一条 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 （省略）

3 （省略）

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、九十五万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 （省略）

5 （省略）

6 （省略）

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、九十五万円とみなす。

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分その価額五万円までごとに 五百円 (二) 訴訟の目的の価額が三十万円を超え百万円までの部分その価額五万円までごとに 四百円 (三) 訴訟の目的の価額が百万円を超え三百万円までの部分その価額十万円までごとに 七百元 (四) 訴訟の目的の価額が三百万円を超え千万円までの部分その価額二十万円までごとに 千円 (五) 訴訟の目的の価額が千万円を超え一億円までの部分その価額二十五万円までごとに 千円 (六) 訴訟の目的の価額が一億円を超え十億円までの部分その価額百万円までごとに 三千円 (七) 訴訟の目的の価額が十億円を超える部分その価額五百万円までごとに 一万円

## 1 訴えの提起の手数料

### (1) 民事訴訟における訴えの提起の手数料

行政訴訟事件の訴えの提起の手数料については、民事訴訟費用等に関する法律第1条により、民事訴訟費用等に関する法律の規定によることとされ、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の1の項により、「訴訟の目的の価額」に応じて所定の額を順次加算して算出するいわゆるスライド制が採用され、加算する所定の額は、「訴訟の目的の価額」が高くなるにしたがって逡減される仕組みとなっている。

訴えの提起の手数料については、司法制度改革推進計画において、「訴訟の目的の価額に応じて順次加算して算出するいわゆるスライド制を維持しつつ、必要な範囲でその低額化を行うこととし、所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）（本部）」とされている。

## (2) 訴訟の目的の価額

「訴訟の目的の価額」は、訴えで主張する利益によって算定する（行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第8条第1項）。これは、原告の請求がそのとおり認容された場合に原告が直接受ける経済的利益を客観的かつ金銭的に評価して算出した額である。

経済的利益を直接の目的としない権利関係に関する非財産権上の請求にあっては、原告が受ける経済的利益を金銭的に評価することはできず、その「訴訟の目的の価額」を算定することができない。また、財産権上の請求であっても、原告が受ける経済的利益の金銭的算出に困難を伴うことがあり、そのため、「訴訟の目的の価額」の算定が極めて困難な場合には、その価額は90万円を超えるものとみなされる（民事訴訟法第8条第2項）。これらの場合、その「訴訟の目的の価額」は95万円とみなされる（民事訴訟費用等に関する法律第4条第2項）。

一つの訴えによって数個の請求をする場合、各請求の価額を合算したものが当該訴訟の目的の価額となる（民事訴訟法第9条第1項本文）。ただし、その訴えで主張する利益が各請求において共通であるときは、その共通する限度で合算しない（民事訴訟法第9条第1項ただし書）。

## (3) 複数の原告が同一の行政行為の取消しを求める場合

複数の原告が同一の行政行為の取消しを求める場合の訴額については、各原告がその訴えで主張する利益が個別のものであれば、民事訴訟法第9条第1項ただし書の適用はないこととなる。この点につき、最高裁判所平成12年10月13日第二小法廷判決（判例時報1731号3頁）は、森林法10条の2に基づく林地開発行為の許可処分につき、許可区域周辺に居住する多数の原告らが、開発行為により、同区域周辺の水質の悪化、水量の変化、大気汚染、その他の環境悪化を生じ、原告らの水利権、人格権、不動産所有権等が害されるおそれがあるところ、処分には同条2項所定の不許可事由があるのにされた違法があるなどと主張して、その処分の取消しを求める訴訟においては、各原告が訴えで主張する利益は全員に共通であるとはいえず、控訴の提起の手数料の額は、その利益によって算定される訴訟の目的の価額とみなされる95万円を合算した額に応じて算出すべきである旨判示している。

（注1）別紙1「最高裁判所平成12年10月13日第二小法廷判決（判例時報1731号3頁）抜粋」参照

## 2 訴訟費用の負担

民事訴訟法第61条は、「訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。」と規定して、民事訴訟に要した費用のうち、法が訴訟費用と定める範囲のものは、原則として訴訟の敗訴当事者が負担すべきものとされている。ただし、勝訴当事者が訴訟費用を負担する場合の一つとして、民事訴訟法第62条は、「裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によって生じた訴訟費用又は行為の時ににおける訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であった行為によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。」と規定している。この点に関し、最高裁判所昭和27年2月15日第二小法廷判決（民集6巻2号88頁）は、村議会議員除名決議取消しの訴えにおいて、上告審係属中に任期満了となり、訴えの利益が消滅したことにより原告（被上告人）が敗訴した事案について、訴訟が上告審に係属中訴の利益がなくなつたため、被上告人（原告）が敗訴の判決をうける場合でも、上告の理由がないときは、訴訟費用は上告人に負担せしめるのが相当である旨判示している。

訴訟当事者がその依頼した弁護士に支払う弁護士報酬は、敗訴当事者負担の適用対象となる訴訟費用に原則として含まれず（民事訴訟費用等に関する法律第 2 条）、訴訟の勝敗に関わりなく、各自負担とされている（なお、判例により、不法な訴えに应诉するため弁護士に委任した場合、及び不法行為に基く損害賠償請求権の行使のため弁護士に委任して訴えを提起することを余儀なくされた場合には、勝訴当事者が支払った弁護士報酬は、相当と認められる額の範囲で、損害の一部として相手方に請求できるものとされている。）

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いにつき、司法制度改革推進計画においては、「弁護士報酬の敗訴者負担制度について、不当に訴えの提起を萎縮させないよう、敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等制度設計について検討した上で、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入することとし、所要の法案を提出する（遅くとも平成 16 年通常国会を予定）（本部）」とされている。

（注 2）別紙 2「最高裁判所昭和 27 年 2 月 15 日第二小法廷判決（民集 6 卷 2 号 88 頁）抜粋」参照

（注 3）報奨金支給制度に関する本検討会における意見の概要につき、「行政訴訟検討会における意見の概要（第 5 回検討会まで）」（第 6 回行政訴訟検討会資料 2）19 頁【その他】参照

### 3 民事法律扶助

訴訟費用に関しては、その支出が困難な者を援助するために訴訟救助という制度があるのに対し、訴訟費用とされていない弁護士報酬等に関して、その支出が困難な者を援助する制度として、民事法律扶助制度がある。民事法律扶助法（平成 12 年法律第 55 号）は、民事法律扶助事業の基本的な枠組を明らかにするとともに、事業に関する国、弁護士会等の責務を明らかにし、民事法律扶助事業を行うにふさわしい法人としての要件を定め、法務大臣がその要件を満たす法人を指定することができる制度（指定法人制度）を採用し、指定法人の行う民事法律扶助事業における業務、会計及び人事についての国の監督権限等を定め、指定法人の行う民事法律扶助事業に要する費用について、国が補助する根拠を法律に置いている。現在、財団法人法律扶助協会が民事法律扶助法の指定法人とされている。

民事法律扶助事業を定義する民事法律扶助法第 2 条によると、民事法律扶助事業の対象は、裁判所における民事事件、家事事件、行政事件に関する手続であり、援助を受けることができる者は、民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民等、その支払により生活に著しい支障を生ずる国民等、とされている。なお、国民等とは、我が国に住所を有し適法に在留する者を含む趣旨である。民事法律扶助事業の内容は、民事裁判等手続の準備及び追行のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること、民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼し又は囑託して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立て替えをすること、法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること、以上の業務に付帯する業務を行うこと、である。

財団法人法律扶助協会が立て替える費用の内容は、代理援助又は書類作成援助に係る報酬、代理援助又は書類作成援助にかかる実費、その他附帯援助に要する費用であり、代理援助にかかる報酬は、着手金と報酬金である（財団法人法律扶助協会の民事法律扶助事業業務規程第 23 条）。

司法制度改革推進計画においては、「民事法律扶助制度について、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等につき更に総合的・体系的な検討を加えた上

で、一層充実することとし、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)」とされている。

(注4) 訴訟救助につき、民事訴訟法第82条ないし85条参照

「(救助の付与)

第八十二条 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。

2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。

(救助の効力等)

第八十三条 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い、訴訟及び強制執行について、次に掲げる効力を有する。

一 裁判費用並びに執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用の支払の猶予

二 裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬及び費用の支払の猶予

三 訴訟費用の担保の免除

2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。

3 裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。

(救助の決定の取消し)

第八十四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

(猶予された費用等の取立方法)

第八十五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。

(注5) 「第6 訴訟費用等について」に関する本検討会における意見の概要につき、「行政訴訟検討会における意見の概要(第5回検討会まで)」(第6回行政訴訟検討会資料2)18・19頁【提訴手数料】、【弁護士費用の敗訴者負担】、【その他】、21・22頁【原告被告格差】、【その他】参照

(注6) 「第6 訴訟費用等について」に関し、意見募集の結果につき、「行政訴訟制度の見直しについての意見募集の結果について - 項目による分類 - 」(第7回行政訴訟検討会資料9-2)21～24頁「第6 訴訟費用等について」参照

## 第7 行政不服審査法等の他の法令との関係

- 1 行政事件訴訟法の見直しに合わせて、行政手続法、情報公開法、行政不服審査法等の関連諸法制との関係について検討すべき点があるか。
- 2 行政事件訴訟法の見直しに合わせて、国家賠償制度との役割分担等について検討すべき点があるか。

司法制度改革審議会の意見書は、行政訴訟制度の見直しを含めた行政に対する司法審査の在り方について、「この問題に関する具体的な解決策の検討は、事柄の性質上、司法制度改革の視点と行政改革の動向との整合性を確保しつつ行うことが不可欠であり、また、行政手続法、情報公開法、行政不服審査法等の関連諸法制との関係、国家賠償制度との適切な役割分担等に十分留意する必要がある。さらに、行政委員会の準司法的機能の充実との関係にも配慮しなければならない。そもそも、司法による行政審査の在り方を考えるには、統治構造の中における行政及び司法の役割・機能とその限界、さらには、三権相互の関係を十分に吟

味することが不可欠である。国民の権利救済を実効化する見地から、行政作用のチェック機能の在り方とその強化のための方策に関しては、行政過程全体を見通しながら、「法の支配」の基本理念の下に、司法と行政それぞれの役割を見据えた総合的多角的な検討が求められるゆえんである。」としている。

(注 7) 行政不服審査法、行政手続法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の各概要・施行状況等について、第 5 回検討会資料 1「総務省行政管理局説明資料」参照

## 第 8 行政事件訴訟法以外の個別法上の課題について

不服審査前置主義、行政訴訟の対象、原告適格等、司法の行政に対するチェック機能の強化の観点から、行政訴訟に関する個別法上の課題について検討すべき点があるか。

例えば、次のような考え方があるがどうか。

- ア 行政訴訟における裁量統制を容易にするために、個別法の不確定概念を客観化・具体化すべきであるとの考え方
- イ 司法の行政に対するチェック機能の強化の観点から、個別法において客観訴訟を整備すべきであるとの考え方
- ウ 国の財務会計行為をチェックする国民訴訟又は納税者訴訟を個別法において導入すべきであるとの考え方
- エ 司法の行政に対するチェック機能の強化の観点から、行政手続法において、行政立法手続、行政計画手続及び公共事業手続等を整備する必要があるとの考え方
- オ 個別行政実体法の全面的な見直しが必要であるとの考え方

(参照条文)

行政事件訴訟法第 8 条

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

- 第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。
    - 一 審査請求があった日から三箇月を経過しても判決がないとき。
    - 二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - 三 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - 3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する判決があるまで(審査請求があった日から三箇月を経過しても判決がないときは、その期間を経過するまで)、訴訟手続を中止することができる。

(行政事件訴訟法と個別法の関係)

行政事件訴訟法は、その性質上、行政訴訟に関する手続を定めることを目的とするものであり(行政事件訴訟法第 7 条、民事訴訟法第 1 条参照)、行政に対する関係での国民の権利義務は、本来的には、行政に関する個別法ないし実体法が定めるところによるものであり、訴訟手続は、このような権利が存在することを前提として、その権利の実現のために機能することが期待されるものである。

また、訴訟手続に関しても、行政事件訴訟法第 1 条は、「行政事件訴訟については、他の

法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、個別法において具体的な手続が定められることを許容している。

処分の取消の訴えと審査請求との関係についても、行政事件訴訟法第 8 条は、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。」と規定し、たとえ法令によって審査請求が許されている場合でも、その審査請求をするか、審査請求を経ないで直ちに処分の取消しの訴えを提起するか、あるいは、これら二つの途を同時に採るか、国民の自由な選択に委ねることになっている。ただし、他の法律に特別の定めがある場合は、この限りではない（行政事件訴訟法第 1 条）。

（注 8）行政訴訟の対象につき、「行政訴訟の対象及び類型に関する検討資料」（第 8 回行政訴訟検討会資料 5）参照

（注 9）行政訴訟における裁量処分の取消しにつき、「行政訴訟の審理等に関する検討資料」（第 11 回行政訴訟検討会資料 1）3 頁参照

（注 10）客観訴訟、国民訴訟・納税者訴訟につき、「行政訴訟の対象及び類型に関する検討資料」（第 8 回行政訴訟検討会資料 5）参照

（注 11）行政立法、行政計画に関する行政手続について、「取消訴訟に関する検討資料」（第 9 回行政訴訟検討会資料 1）7 頁以下参照

（注 12）「第 7 行政不服審査法等の他の法令との関係」、「第 8 行政事件訴訟法以外の個別法上の課題について」に関する本検討会における意見の概要につき、「行政訴訟検討会における意見の概要（第 5 回検討会まで）」（第 6 回行政訴訟検討会資料 2）18 頁【個別法か一般法か】、19・20 頁【個別法上の課題】参照

（注 13）「第 7 行政不服審査法等の他の法令との関係」、「第 8 行政事件訴訟法以外の個別法上の課題について」に関し、意見募集の結果につき、「行政訴訟制度の見直しについての意見募集の結果について - 項目による分類 - 」（第 7 回行政訴訟検討会資料 9-2）24 ~ 26 頁「第 7 行政不服審査法等の他の法令との関係」、「第 8 行政事件訴訟法以外の個別法上の課題について」参照

## 第 9 行政訴訟の基盤整備上の諸課題について

### 1 参審制の導入

国民の司法参加の一環として、例えば、行政事件訴訟に参審制を導入すべきであるとの意見があるかどうか。

### 2 裁判所の処理体制

裁判所の体制について、例えば、高等裁判所の管轄区域単位の行政事件専門部を設けて、専門性を有する裁判官を配置し、実質的に行政裁判所の機能を持たせるなど、行政訴訟に関する裁判所の処理体制を充実させるべきであるとの考え方があるかどうか。

### 3 行政訴訟の基盤整備上のその他の諸課題

その他、行政訴訟に対応するための専門的裁判機関（行政裁判所、行政事件専門部、巡回裁判所等）の整備、行政事件を取り扱う法曹（裁判官・弁護士）の専門性の強化方策等、行政訴訟の基盤整備上の諸課題について、検討すべき点があるか。

例えば、次のような考え方があるかどうか。

ア いわゆる判検交流を廃止すべきであるとの考え方

イ いわゆる指定代理人制度（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第2条、第5条、第6条、第8条参照）を廃止すべきであるとの考え方

ウ 租税に関する事件の調査を掌る調査官制度（裁判所法第57条参照）の見直しが必要であるとの考え方

エ いわゆる行政型ADRの整備が必要であるとの考え方

（行政訴訟の基盤整備上の諸課題）

司法制度改革審議会の意見書は、「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」につき、次のとおり述べている。

「訴訟手続は司法の中核をなすものであり、訴訟手続への一般の国民の参加は、司法の国民的基盤を確立するための方策として、とりわけ重要な意義を有する。

すなわち、一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。このような見地から、差し当たり刑事訴訟手続について、下記(1)ないし(4)を基本的な方向性とし、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである（参加する国民を仮に「裁判員」と称する。）

具体的な制度設計においては、憲法（第六章司法に関する規定、裁判を受ける権利、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、適正手続の保障など）の趣旨を十分に踏まえ、これに適合したものとしなければならないことは言うまでもない。

また、この制度が所期の機能を発揮していくためには、国民の積極的な支持と協力が不可欠となるので、制度設計の段階から、国民に対し十分な情報を提供し、その意見に十分耳を傾ける必要がある。実施段階でも、制度の意義・趣旨の周知徹底、司法教育の充実など制度を円滑に導入するための環境整備を行わなければならない。実施後においても、当初の制度を固定的にとらえることなく、その運用状況を不断に検証し、国民的基盤の確立の重要性を踏まえ、幅広い観点から、必要に応じ、柔軟に制度の見直しを行っていくべきである。

なお、刑事訴訟手続以外の裁判手続への導入については、刑事訴訟手続への新制度の導入、運用の状況を見ながら、将来的な課題として検討すべきである。（(1)ないし(4)は省略）」

法曹等の相互交流の在り方に関しては、司法制度改革審議会の意見は、「法律専門職（裁判官、検察官、弁護士及び法律学者）間の人材の相互交流を促進することにより、真に国民の期待と信頼に応えうる司法（法曹）をつくり育てていくこととすべきである。」としている。

現行の調査官制度については、裁判所法第57条1項は、「最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官をおく。」と定め、同条2項は、「裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。」としている。

「裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化」について、司法制度改革推進計画は、次の事項を定めている。

「(1) ADRに関する関係機関等の連携強化

ア ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、平成14年半ばころまでに関係省庁等の連絡会議を設置するとともに、関係諸機関による連絡協議会の体制が早期に整備されるよう所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

イ 訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上の閲覧窓口である総合窓口サイト(ポータル・サイト)など情報通信技術を活用した関係機関等の連携を図ることにより、手続、機関等に関しいわゆるワンストップでの情報提供を実現するための方策を検討し、平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

ウ ADRの担い手の確保について、人材、紛争解決事例等の情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させる方策を検討し、平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

(2) ADRに関する共通的な制度基盤の整備

ア 国際的動向を見つつ、仲裁法制(国際商事仲裁を含む。)を整備することとし、所要の法案を提出する(平成15年通常国会を予定)。(本部)

イ 総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部)

ウ IIIの第3の6のとおり、隣接法律専門職種など法曹以外の専門家のADRにおける活用及び弁護士法第72条の規制対象の予測可能性の確保について、必要な対応を行う。」

(注14) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

「第二条 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

2 法務大臣は、行政庁(国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。)の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

3 法務大臣は、前条の訴訟の争点が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下「第一号法定受託事務」という。)の処理に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該第一号法定受託事務を処理する地方公共団体の意見を聴いた上、当該地方公共団体の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

4 法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第二条第一項に規定する独立行政法人(以下「独立行政法人」という。)の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

第五条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに行政庁を当事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

2 前項の訴訟の当事者又は参加人である行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。

3 第一項の規定は、行政庁が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。

第六条 前条第一項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

2 法務大臣は、前条第一項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職

員でその指定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同条第三項の規定により行政庁の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2 地方公共団体がその事務に関する訴訟について前項の請求をするときは、併せてその旨を総務大臣に通知しなければならない。

3 第一項の請求があつた場合において、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合において、地方公共団体の事務に関する訴訟については、法務大臣は、総務大臣の意見を求めるものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体、独立行政法人その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一項の訴訟を行わせることを妨げない。

第八条 第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項の規定により法務大臣又は行政庁の指定した者は、当該訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。ただし、地方公共団体の事務に関する訴訟につき同項の規定により法務大臣の指定した者については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五十五条第二項（第五号を除く。）の規定を準用する。

（注 15）「第 9 行政訴訟の基盤整備上の諸課題について」に関する本検討会における意見の概要につき、「行政訴訟検討会における意見の概要（第 5 回検討会まで）」（第 6 回検討会資料 2）20 ~ 22 頁「行政訴訟の基盤整備上の諸課題」参照

（注 16）「第 9 行政訴訟の基盤整備上の諸課題について」に関し、意見募集の結果につき、「行政訴訟制度の見直しについての意見募集の結果について - 項目による分類 -」（第 7 回行政訴訟検討会資料 9-2）27 ~ 33 頁「第 9 行政訴訟の基盤整備上の諸課題について」参照

「一 記録によれば、原審裁判長は、原告らを含む二〇七名の者が原審に提出した広島地裁平成一一年（行ウ）第一七号同年一月二九日判決に対する控訴状につき、右控訴提起の手数料は五三万一千四百円であると認められるのに、印紙六一五〇円のみがちょう付されていたので、控訴人全員に対し残額五二万五千三百円の追納を命じたところ、控訴人のうち伊賀勇夫、坂田文二及び福田時男の三名分として一万三千八百円の追納があったが、その余の控訴人二〇四名の分については右六一五〇円が全員の分であるとして追納がなかったため、右控訴状のうち右二〇四名に係る部分を却下する命令をした。原告らは、右命令に対して抗告をし、右控訴提起に係る訴えで主張する利益が控訴人ら全員の各請求について共通であり、右訴訟の目的の価額は、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）四条二項、一項、民訴法九条一項により、右二〇四名全員につき九五万円とみなされるから、控訴提起の手数料は六一五〇円で足りていると主張する。

二 訴えや控訴の提起の手数料の算出の基礎となる「訴訟の目的の価額」は、「訴えで主張する利益」によって算定し、一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とするのが原則であるが、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、右の合算をしないものとされている（費用法四条一項、民訴法八条一項、九条一項）。したがって、現行法の採用している手数料制度の下においては、多数の者が共同して訴えを提起した場合においても、原則として各原告の主張する利益によって算定される額を合算して訴訟の目的の価額を算定し、費用法別表第一に従って、手数料の額を算出することになる。もっとも、同表が訴訟の目的の価額が増大するほどこれに対応する手数料の負担割合を逓減する仕組みを採用していることにより、多数の者が共同して訴えを提起する場合には、各原告ごとにみれば、単独で同じ訴えを提起する場合に比べて、低額の手数料を負担することで足りる。そして、例外的に、共同原告がその訴えで主張する利益が共通であると認められる場合には、右の合算が不要となり、共同原告が何名であっても、全員で一名分の手数料のみを負担すればよいことになる。

三 本件訴訟は、原告らを含む二四五名が共同原告となって、相手方を被告とし、相手方が森林法一〇条の二に基づいて平成一〇年一月二日付けで有限会社南山ポーターリーに対してした林地開発行為の許可処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。訴状によれば、原告らは、右開発行為により、許可区域周辺の水質の悪化、水量の変化、大気汚染、その他の環境悪化を生じ、許可区域周辺に居住する原告らの水利権、人格権、不動産所有権等が害されるおそれがあるところ、本件処分には、同条二項所定の不許可事由があるのにされたという実体上の違法に加え、原告らの同意を得ないでされたという手続上の違法があるから、その取消しを求めるなどと主張している。

これによると、本件訴訟において原告らが訴えで主張する利益は、本件処分の取消しによって回復される各原告の有する利益、具体的には水利権、人格権、不動産所有権等の一部を成す利益であり、その価額を具体的に算定することは極めて困難というべきであるから、各原告が訴えで主張する利益によって算定される訴訟の目的の価額は九五万円とみなされる（費用法四条二項）。そして、これらの利益は、その性質に照らし、各原告がそれぞれ有するものであって、全員に共通であるとはいえないから、結局、本件訴訟の目的の価額は、各原告の主張する利益によって算定される額を合算すべきものである。そうすると、訴えを却下した一審判決に対する本件控訴の手数料の額は、右合算額に応じて費用法別表第一の一項により算出される訴えの提起の手数料額を基として、その一・五倍の額の二分の一の額となる（同二項、四項）。したがって、原審裁判長のした前記追納命令及び前記控訴状却下命令（原命令）は、費用法及び民訴法の規定にのっとったものであって、適法である。なお、原告らは右のような解釈は多数の住民が共同して提訴ないし控訴することを困難にするものであるというが、本件において、各原告は、単独で控訴をする場合には六一五〇円の手数料を負担しなければならないところ、共同して控訴したことにより、右の合算をした上で前記の逓減

がされる結果、約二五六七円の手数料を負担すれば足りるのであって、右の所論は当たらない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

別紙 2

最高裁判所昭和 27 年 2 月 15 日第二小法廷判決（民集 6 卷 2 号 88 頁）抜粋

「被上告人は本訴において昭和二四年六月三〇日上告人のした除名議決の取消を求めているのであるが、職権をもつて調査するに本件除名当時の村議会議員の任期は昭和二六年四月二九日をもつて満了しているので、現在においては、本件判決を求める実益は失われているものと言わなければならない。よつて一審、二審判決を破棄し被上告人の請求を棄却する。

次に訴訟費用の負担について案ずるに、原判決は本件除名議決を取消すべきものとしているのであるが、その判旨は正当であるから、被上告人は請求棄却の判決を受けるものであるけれども訴訟費用はすべて上告人に負担せしめるを相当とする。

以上説明のとおりであるから民訴四〇八条、九六条、九〇条に則り裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。」